

大分県教育センター清掃等業務委託入札説明書

令和8年9月

大分県教育庁教育人事課

No._____

大分県教育センター清掃等業務委託に係る入札等については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則等、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年9月4日（金）

2 一般競争入札に付する事項

（1）業務内容

大分県教育センター清掃等業務委託

詳細は「庁舎清掃等業務仕様書」のとおり

（2）委託契約期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日（長期継続契約）

（3）入札方法

本件入札は、一般競争入札により行う。

3 入札参加条件

次の要件を全て満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（県庁舎等維持管理業務）を取得している者であること。
- （3）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けている者
- （4）この公告の日から開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- （5）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

4 担当部局の名称

(1) 入札参加資格登録担当部局

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班
電話 097-506-2962
FAX 097-506-1784

(2) 契約担当部局

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
大分県教育庁教育人事課 企画・研修班
電話 097-506-5440
FAX 097-506-1849
e-mail a31040@pref.oita.lg.jp

(3) 業務担当部局

〒870-1124 大分県大分市旦野原847-2
大分県教育センター 総務企画部
電話 097-569-0118
FAX 097-567-2425

5 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）上に令和8年9月14日（月）午後5時まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

6 入札説明書の交付場所及び日時

5に同じ。

7 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を12に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

8 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 電子入札システムによる入札参加申請期間

令和8年9月4日（金）から同年9月14日（月）午後5時まで

入札参加申請時に3の（2）及び3の（3）に記載の要件を満たしていることを証明す

る書類の写しを提出し、入札参加資格の確認を受けること。

紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）2部及び3の（2）及び3の（3）に記載の要件を満たしていることを証明する書類の写しを、令和8年9月14日（月）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

提出先 大分県教育庁教育人事課
〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号（大分県庁舎別館7階）
電話 097-506-5440

- 10 電子入札システムによる入札金額の入力期間
令和8年9月14日（月）午後5時から同年9月18日（金）午前9時30分まで
- 11 電子入札システムによる開札予定日時
令和8年9月18日（金）午前10時
- 12 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限
 - (1) 提出場所 大分県教育庁教育人事課
 - (2) 提出期限 令和8年9月18日（金）午前9時30分まで
- 13 入札の方法
 - (1) 大分県が参加を認めなかった者又は大分県が入札参加資格を確認した後、入札参加資格を失うこととなった者は、入札参加を認めない。
 - (2) 入札金額は月額を記載するものとし、消費税及び地方消費税相当抜きの金額を記載すること。なお、契約金額は入札金額の月額×36月に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (4) 印鑑は、いわゆるシャチハタ等のインキ浸透印の使用は認めない。
 - (5) 紙による入札は、所定の入札書により、本人又はその代理人が行うこととし、郵送による入札は認めない。本人入札の場合は様式1、代理人入札の場合は様式2によること。代理人入札で入札書に代表者氏名の記載が無い場合は、その入札書は無効とする。
- 14 入札保証金
大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により免除とする。
- 15 契約保証金
大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除とする。

16 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- ア 委任状を提出しない代理人のした入札
- イ 金額の記載がないもの
- ウ 入札に関する条件に違反したもの
- エ 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき

17 最低制限価格に関する事項

設定しない。

18 落札者決定基準

- （1）有効な入札書で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- （3）再度入札を 2 回しても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 8 項又は第 9 項の規定により随意契約を行うものとする。

19 入札説明書等に関する質問等

- （1）質問は、大分県教育センター清掃等業務委託質問書（様式 3）により e-mail で行うこと。なお、e-mail 送信後に必ず担当班（教育人事課 企画・研修班）へ電話連絡を行うこと。
文書には担当者の部署、氏名、電話及び F A X 番号を併記するものとする。
 - ア 質問の受付先：上記 4（2）に示す場所とする。
 - イ 質問の受付期間：令和 8 年 9 月 4 日（月）から令和 8 年 9 月 1 4 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
- （2）質問に対する回答は、質問者に対して速やかに e-mail 等で送付することとする。
- （3）現場の視察を行いたい場合は、上記 4（3）まで事前に連絡をし、視察可能時間の確認を行うこと。

20 入札の延期、中止等

- ア 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- イ 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがある。

21 契約等

（1）契約先

大分県は、本業務に関する落札者と契約の締結を行う。ただし、落札者が地方自治施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

（2）契約事項

本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用する契約である。

（3）契約書の要否

要

（4）契約書の案

別添のとおり

（5）契約書等の作成

落札者は、落札の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りでない。期間中に契約締結に応じないときには、契約の相手方となる資格を失う。

（6）契約担当者

上記4（2）の契約担当部局

22 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は大分県から提供を受けた入札関連の文書を第三者に漏らしたり、本件入札及び契約等以外の目的に供してはならない。

23 関係法令等

本件入札の執行については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則など関係法令の定めによる。